

随意契約理由書

発注案件名	東京非正規労働者就労支援センター臨時窓口(松岡セントラルビル8階)建物賃貸借契約	要求部署名	職業安定部職業安定課 職業紹介推進係
発注(契約)内容	東京非正規労働者就労支援センター臨時窓口の建物賃貸借		
発注(契約)案件の要求理由	<p>東京非正規労働者就労支援センターについては、松岡セントラルビル9階にて、平成21年1月下旬から2月上旬の開設を予定していたが、現下の雇用失業情勢の悪化に伴い当該センターの開設時期を早める(プレオープン)ことになった。</p> <p>プレオープンにあたり、松岡セントラルビル9階は12月15日から1月下旬まで入居工事を行っているため使用できないことから、緊急かつ臨時的に業務を行う場所を確保する必要が生じたため</p>		
契約金額	¥1,625,872	契約年月日	平成20年12月15日
契約業者名及び住所	松岡地所株式会社(新宿区西新宿1-7-1)		
随意契約の理由	<p>東京非正規労働者就労支援センターのプレオープンの場所については、正式オープン時に混乱無く移行できること、大規模な入居工事を伴わず緊急に開設できること、短期間の賃貸借契約が可能であることが条件となる。</p> <p>松岡セントラルビルは、すでに9階で当該センターがオープンすることになっており、正式オープンに移行した際も利用者にとってもなじみやすい場所であり、8階は、現在、会議室であることから入居工事も無く緊急に使用でき、また短期の賃貸借も可能である。</p> <p>近隣の賃貸借料と比較しても安価であることから臨時窓口として最も適当であると判断される。</p> <p>松岡セントラルビルの賃貸借契約にあたり、松岡地所株式会社が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。</p>		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他特記事項			